ダイハツ系連合健康保険組合 理 事 会 会 議 規 則

(組 織)

第1条 理事会は、理事長、常務理事及び理事をもって組織する。

(招 集)

- 第2条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会を招集しようとするときは、会議の目的である事項、開催の日時及び場所を、 開会の日より少なくとも3日前に理事に通知するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(議 長)

- 第3条 理事会の議長は、理事長が充たる。
- 2 議長は会議を総理し、議場の秩序を保持する。
- 3 理事長に故障があるときは、理事長代理が代理する。

(出席定数)

第4条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(代理)

- **第5条** 理事は、理事会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった理事会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。
- 2 前項の代理については、選定理事の場合は理事会に出席する他の選定理事、互選理事の場合は理事会に出席する他の互選理事でなければ代理を行うことはできない。

(議事の決定)

第6条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が 決める。

(理事会の決定事項)

- 第7条 理事会は、次の事項を決定する。
 - (1)組合会に提出する議案
 - (2) 常務理事の選任及び解任の同意
 - (3) 事業運営の具体的方針
 - (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
 - (5) 規約に定める事項
 - (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(議事録の作成)

第8条 理事会の議事は、その要旨を議事録に作成して保存する。

附則

この規則は、平成15年3月1日から施行する。